

地震を教訓とした取り組み

この地震では、市町村が現場対応で手一杯となったため十分な報収集ができなかったり、県や市町村で地震を想定した物資備蓄をほとんど行っていなかったため避難者等に対する生活必需品の供給が不十分な事例も発生するなど、多くの課題が見受けられた。これらの教訓を生かし、次のような防災対策に取り組んでいる。

鳥取県被災者生活再建支援制度の創設

この地震で実施した住宅再建支援制度を恒久化し、台風などを含む幅広い自然災害による被災地域の住宅再建を支援するため、県と市町村が共同で積み立てる「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を創設した。被災世帯への支給額は、鳥取県西部地震の基準とほぼ同様とした。

- ・制度創設：平成13年度
- ・対象災害：
風水害や地震・津波などの自然災害等で全壊家屋が全县で10戸以上
- ・支援対象：被災住宅の新築・購入・補修
- ・支援額：新築・購入300万円、補修150万円
- ・支援要件：所得制限なし、年齢制限なし、被災程度条件なし
- ・基金：50億円（目途）、県・市町村が毎年2億円積立（拠出割合：各1/2）

防災センターの整備

県西部地震発生当時、県災害対策本部室と事務局の中心を努める危機管理室が別々のフロアにあったため、災害対策本部の運営が十分円滑ではなかった。

このため、災害対策本部の迅速な立ち上げと円滑な運営を行うため、県庁第二庁舎3階を防災センターとして整備することとし、常設の災害対策本部室の設置や災害対策本部事務局を努める防災危機管理課、消防課の各執務室を同一フロアに配置した。

- ・整備年度：平成15年度（平成16年3月完成）
- ・災害対策本部室：
約20m×約9m、本部員等36席、事務局36席、報道関係者16席
- ・主な設備：
大型プロジェクタ（100インチ×2面）、映像記録機器等



完成直後の県防災センター（県災害対策本部室）

災害時緊急支援チーム

県西部地震の際に、課長級の幹部を含む職員を市町村に派遣し、市町村を支援したことが非常に有効だったことから、大規模かつ重大な災害が発生した場合、県の専門職員によるチームを編成、被災市町村に派遣し、当該市町村の災害応急対策の迅速な実施を支援することを目的に、「災害時緊急支援チーム」の制度を設けた。

- ・制度創設：平成14年11月
- ・チーム構成：
5名（事務要員2名、土木技師1名、建築技師1名、保健師1名）
※ 職員数は被災状況や市町村の要望等に応じて適宜増減
事務要員は次長、課長級等の幹部職員で編成
- ・派遣期間：発生後概ね1週間程度（状況に応じて延長、交代）
- ・支援内容：
市町村災害対策本部に対する助言や支援
初動対応の技術的支援
県や関係機関との連絡調整 など

職員災害応援隊

大規模災害時には大量の人員が必要となるため、あらかじめ応援出動可能な職員を登録・組織化しておく「鳥取県職員災害応援隊」の制度を設けた。

- ・制度創設：平成15年4月
- ・隊員登録：
希望職員で構成し長期的な目標は550人(平成19年1月1日現在225名)
- ・活動内容：
市町村等が行う災害応急対策への応援活動（作業補助）



平成16年台風第21号で初めて出動し活動する応援隊職員（智頭町）

県と市町村の連携備蓄

防災備蓄として県と市町村の役割分担をあらかじめ定めて連携して備蓄を行う「県と市町村の連携備蓄」の制度を設けた。

備蓄品目については、県西部地震の被災者等のアンケートにより要求の多いものから順に選択した。

- ・制度創設：平成13年度
- ・役割分担：
県・・・共通利用される大型資機材（仮設トイレなど4品目）
市町村・・・個人ごとに必要とされるもの（食料、簡易トイレ、毛布など18品目）



絶望的に見えた被災地も、多くの人たちに支えられ、
徐々に復興へと向かっていった。
そして、いつしか被災地に笑顔が戻ってきた。
この経験をいつまでも忘れることなく、心に留めて...